

平成29年度の「緑の雇用」事業について (見直しのポイント)

人材育成ニーズが増加する中、林業事業体における計画的な人材育成に資するよう、下記のとおり、事業内容の見直しを行います。

今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○見直しのポイント

- ・ より多くの就業者を支援の対象とするため、これまで研修区分毎に行っていた指導費と研修業務管理費の助成を、これからは事業体単位で一体的に配分する方法に見直します。
- ・ 一体的に行われる実地研修（OJT）を支援する観点から、FW研修の助成期間の上限を8か月、140日に一本化するとともに、FW1のみ実施を認めていた育成研修を廃止します。
- ・ 効果的な研修の実施と研修生の安全確保の観点から、新たにFL及びFMを指導員として活用することとし、当面の間は現行の指導員の要件とFL・FMの両建てで実施していくこととします。なお、指導員は研修場所に配置することとします。
事業体の皆様におかれては、効率的な作業体制の構築に向けて、将来的には各現場にFL・FMを配置できるよう、計画的な人材育成に取り組んでいただきますようお願いいたします。
また、指導員を現場に配置していない事業体におかれては、原則として平成29年度中に研修生の直接指導に当たっている班長等に「指導能力向上研修」を受講させるようお願いいたします。
- ・ 研修生及び研修修了者の定着向上など効果的な事業実施を図る観点から、頻繁に改善意見通知が発出される事業体については、助成を停止します。
- ・ 研修生数の割当は、あくまで研修生1人当たりとして助成する技術習得推進費等の人数割当を行うものであって、研修生自体を選別するものではありませんが、技術習得推進費等は、予算の状況によっては、研修希望者すべてに配分できないことがあります。
この場合、技術習得推進費等の配分が行われない研修生を「拡大研修生」として、他の研修生と同様に育成することを条件に、すべての研修希望者を「緑の雇用」事業の研修生として扱うこととします。（集合研修への参加等）